

すずらん訪問看護ステーション 重要事項説明書

令和 7 年 3 月現在

1. 事業所の概要

1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	すずらん訪問看護ステーション
所在地	福岡県中間市岩瀬西町55番5号
代表者名	鎌田 恵子
管理者	成美本 裕子
連絡先	Tel 093-981-9753 Fax 093-981-9756
サテライトの名称	すずらん訪問看護ステーション サテライト若松
サテライトの所在地	福岡県北九州市若松区東二島5丁目1-3
サテライトの連絡先	Tel 093-482-9271 Fax 093-482-9272
介護保険指定番号	福岡県 4066290083 号 医療機関コード 6290083
サービス提供地域	遠賀郡、北九州市（八幡西区、八幡東区、戸畑区、若松区）、中間市、直方市、宗像市（離島を除く） ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

2) 事業所の職員体制

看護師等 看護師 3名以上

准看護師 1名以上 作業療法士 1名以上

3) 職務内容

管理者（看護師）

従業者および、業務の管理を一元的に行います。

看護師

利用者様の状況に応じ、介護保険または医療保険の双方で対応します。

健康状態の観察や、日常生活の相談、医療機器の管理に主治医と連携をとりながら24時間体制で対応し、在宅療養を支援します。

訪問看護指示書及び居宅サービス計画書に基づき、訪問看護計画書の作成を行い、サービスを実施いたします。また、主治医等との連携を図り適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医等へ提出いたします。

理学療法士・作業療法士・言語療法士

利用者様の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行います。

訪問看護ステーションからの理学療法士・作業療法士・言語療法士（以下、「理学療法士等」という）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけになります。

なお、訪問業務を開始するにあたっては、以下の内容を含みます。

- ① 利用者様の状況や実施した訪問看護サービスの情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成すること。
- ② 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うこと。

[対象者の範囲]

理学療法士等が行う訪問看護は「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難な場合」となります。

4) 営業日及び営業時間帯

営業日	原則として月～金 (ただし 5/3～5/5、8/13～8/15、12/30～1/3 を除く)
営業時間	午前 9 時～午後 5 時30分

当ステーションは 24 時間対応体制をとっていますので、希望があればいつでも電話対応いたします。また、必要時は訪問します。

利用者様の状況によっては土日も訪問いたします。

2. 事業所の運営方針

1) 理念

主治医の指示に基づき、利用者様とその家族が安心して在宅生活を送れるよう、必要に応じたケアを提供します。

2) 運営の方針

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3. (介護予防)訪問看護サービスの内容

1) サービスの内容

- ① 病状、障害の観察
- ② 清潔の保持(入浴・清拭・洗髪・口腔ケアその他)
- ③ 療養上の世話(食事・排泄その他)
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 利用者様や家族に対する療養生活や看護方法の指導
- ⑧ 医療器具などの管理・指導
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

※訪問中、お茶その他のお心遣い等はお受けできませんのでご了承ください。

4. 利用料金

令和7年3月現在

利用者負担金	各自の保険により1割～3割負担 指定難病、小児慢性、重度障害医療など適用あり
交通費	無料
エンゼルケア	5,000円(材料費含む) ご自宅での看取りの場合
自費訪問料金	診療報酬、介護報酬を算定できない場合は介護報酬10割負担

【医療保険】訪問看護療養費(1割負担の場合)

訪問看護基本療養費	基本療養費(I)	該当項目	看護師	准看護師
	週3日まで(1日につき)		555円	505円
	週4日以降(1日につき)		655円	605円
	早朝・夜間、深夜加算		6～8時 210円	18～22時 210円 22～6時 420円
	難病等複数回訪問加算 (1日につき)		1日に2回訪問の場合 450円	
			3回以上の場合 800円	
	緊急訪問看護加算		265円/日 (月14日まで)	緊急の求めに応じて、主治医の指示で訪問看護を行った場合に加算(月15日以降は200円/日)
	長時間訪問看護加算		520円/回	ある一定の要件下にある利用者様に、90分を超える訪問看護を行った場合に加算(3回/週まで)
	乳幼児加算		150円/回	0歳～6歳未満の乳幼児の訪問に加算
	複数名訪問看護加算		看護師等	450円
			准看護師	380円
			看護補助者	300円
	外泊時の訪問看護		850円/日	ある一定の状態にある方が外泊した場合に算定
管理療養費	1日目		767円	
	2日目以降		300円/日	
加算項目	24時間対応体制加算		680円/月	24時間対応可能な体制に対する加算
	特別管理加算		250又は500円/月	特別な医療処置のある場合に加算
	退院時共同指導加算		800円	入院中に訪問看護師が病院において職員と共同で退院後の在宅療について指導した場合
	退院支援指導加算		600円	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
	在宅患者緊急在時等 カンファレンス加算		200円	利用者様の状態の急変や診療方針の変更に伴い、医師と共同して指導した場合
	訪問看護情報提供療養費		150円/月	保健福祉サービスの連携目的
	訪問看護ターミナルケア療養費		2,500円	主治医との連携の下に利用者様が終末期の看護サービスを最期まで受けた場合

【医療保険】訪問看護療養費（2割負担の場合）

訪問看護基本療養費	基本療養費（Ⅰ）	該当項目	看護師	准看護師
	週3日まで（1日につき）		1110円	1010円
	週4日以降（1日につき）		1310円	1210円
	早朝・夜間、深夜加算	6～8時420円	18～22時420円	22～6時840円
	難病等複数回訪問加算 （1日につき）		1日に2回訪問の場合900円	
			3回以上の場合1600円	
	緊急訪問看護加算		530円/日 （月14日まで）	緊急の求めに応じて、主治医の指示で訪問看護を行った場合に加算（月15日以降は400円/日）
	長時間訪問看護加算		1040円/回	ある一定の要件下にある利用者様に、90分を超える訪問看護を行った場合に加算（3回/週まで）
	乳幼児加算		300円/回	0歳～6歳未満の乳幼児の訪問に加算
	複数名訪問看護加算		看護師等	ある一定の要件下であり、一人での訪問が困難である場合、1回/週に限る
			准看護師	
			看護補助者	
	外泊時の訪問看護		1700円/日	ある一定の状態にある方が外泊した場合に算定
管理療養費	1日目		1534円	
	2日目以降		600円/日	
加算項目	24時間対応体制加算		1360円/月	24時間対応可能な体制に対する加算
	特別管理加算		500又は1000円/月	特別な医療処置のある場合に加算
	退院時共同指導加算		1600円	入院中に訪問看護師が病院において職員と共同で 退院後の在宅療養について指導した場合
	退院支援指導加算		1200円	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
	宅患者緊急在時等 カンファレンス加算		400円	利用者様の状態の急変や診療方針の変更に伴い 医師と共同して指導した場合。
訪問看護情報提供療養費			300円/月	保健福祉サービスの連携目的
訪問看護ターミナルケア療養費			5000円	主治医との連携の下に利用者様が終末期の看護サービスを最期まで受けた場合。

【医療保険】訪問看護療養費（3割負担の場合）

訪問看護基本療養費	基本療養費（Ⅰ）	該当項目	看護師	准看護師
	週3日まで（1日につき）		1665円	1515円
	週4日以降（1日につき）		1965円	1815円
	早朝・夜間、深夜加算		6～8時 630円	18～22時 630円 22～6時 1260円
	難病等複数回訪問加算 （1日につき）		1日に2回訪問の場合 1350円	
			3回以上の場合 2400円	
	緊急訪問看護加算		795円/日 （月14日まで）	緊急の求めに応じて、主治医の指示で訪問看護を行った場合に加算（月15日以降は600円/日）
	長時間訪問看護加算		1560円/回	ある一定の要件下にある利用者様に、90分を超える訪問看護を行った場合に加算（3回/週まで）
	乳幼児加算		450円/回	0歳～6歳未満の乳幼児の訪問に加算
	複数名訪問看護加算		看護師等	1350円
			准看護師	1140円
			看護補助者	900円
	外泊時の訪問看護		2550円/日	ある一定の状態にある方が外泊した場合に算定 ある一定の要件下であり、一人での訪問が困難である場合、1回/週に限る 3回/週まで
管理療養費	1日目		2301円	
	2日目以降		900円/日	
加算項目	24時間対応体制加算		2040円/月	24時間対応可能な体制に対する加算
	特別管理加算		750又は1500円/月	特別な医療処置のある場合に加算
	退院時共同指導加算		2400円	入院中に訪問看護師が病院において職員と共同で 退院後の在宅療養について指導した場合
	退院支援指導加算		1800円	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
	在宅患者緊急在時等 カンファレンス加算		600円	利用者様の状態の急変や診療方針の変更に伴い 医師と共同して指導した場合。
訪問看護情報提供療養費			450円/月	保健福祉サービスの連携目的
訪問看護ターミナルケア療養費			7500円	主治医との連携の下に利用者様が終末期の看護サービスを 最期まで受けた場合。

【介護保険】Ⅰ割負担の場合					
訪問看護費	所要時間	該当 項目	訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満	471単位	471円 (424円)		
	40分以上	588単位		588円	
	60分未満	823単位	823円 (741円)		
	60分以上	794単位		794円	
	90分未満	1128単位	1128円 (1015円)		
介護予防訪問看護費	所要時間	該当 項目	介護予防訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満	451単位	451円 (406円)		
	40分以上	568単位		568円	
	60分未満	794単位	794円 (715円)		
	90分未満	1090単位	1090円 (981円)		
緊急時訪問看護加算	24時間連絡可能な体制 に対する加算		(Ⅰ) 600単位 600円/月		
特別管理加算	特別な医療処置がある 場合		(Ⅱ) 250又は(Ⅰ) 500単位 250又は500円/月		
退院時共同指導加算	入院中に主治医と共に在 宅に向けて指導		600単位 600円		
初回加算	新規に訪問看護計画書作 成して看護を提供		(Ⅰ) 350単位 350円 (Ⅱ) 300単位 300円		
長時間訪問看護加算	90分を超えるサービス を行った場合		300単位 300円/回		
複数名訪問看護加算	同時に複数の職員が		30分未満	254単位	254円/回
	訪問看護を行った場合		30分以上	402単位	402円/回
	同上		30分未満	201単位	201円/回
	看護補助者の場合		30分以上	317単位	317円/回
ターミナル加算 (要介護の方のみ)	終末期の看護を受けられ た場合		2500単位 2500円		
エンゼルケア	自費(材料費込み)		5,000円		

※早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)は上記料金の25%を加算します。

※深夜(22:00~6:00)は上記料金の50%を加算します。

【介護保険】Ⅰ割負担の場合（サテライト若松）					
訪問看護費	所要時間	該当 項目	訪問看護費		
			所定単位数	看護 （准看）	理学療法士 作業療法士
	30分未満	471単位	481円 （433円）		
	40分以上	588単位			600円
	60分未満	823単位	840円 （756円）		
	60分以上	794単位			810円
	90分未満	1128単位	1152円 （1037円）		
介護予防訪問看護費	所要時間	該当 項目	介護予防訪問看護費		
			所定単位数	看護 （准看）	理学療法士 作業療法士
	30分未満	451単位	461円 （415円）		
	40分以上	568単位			580円
	60分未満	794単位	811円 （730円）		
	90分未満	1090単位	1113円 （1002円）		
緊急時訪問看護加算	24時間連絡可能な体制 に対する加算		(Ⅰ) 600単位 613円/月		
特別管理加算	特別な医療処置がある 場合		(Ⅱ) 250又は(Ⅰ) 500単位 255又は511円/月		
退院時共同指導加算	入院中に主治医と共に在 宅に向けて指導		600単位 613円		
初回加算	新規に訪問看護計画書作 成して看護を提供		(Ⅰ) 350単位 357円 (Ⅱ) 300単位 306円		
長時間訪問看護加算	90分を超えるサービス を行った場合		300単位 306円/回		
複数名訪問看護加算	同時に複数の職員が		30分未満	254単位	259円/回
	訪問看護を行った場合		30分以上	402単位	410円/回
	同上		30分未満	201単位	205円/回
	看護補助者の場合		30分以上	317単位	324円/回
ターミナル加算 （要介護の方のみ）	終末期の看護を受けられ た場合		2500単位 2553円		
エンゼルケア	自費（材料費込み）		5,000円		

※早朝（6:00～8:00） 夜間（18:00～22:00）は上記料金の25%を加算します。

※深夜（22:00～6:00）は上記料金の50%を加算します。

【介護保険】2割負担の場合

	所要時間	該当 項目	訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
訪問看護費	30分未満		471単位	942円 (848円)	
	40分以上		588単位		1176円
	60分未満		823単位	1646円 (1482円)	
	60分以上		794単位		1588円
	90分未満		1128単位	2256円 (2030円)	
介護予防訪問看護費	所要時間	該当 項目	介護予防訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満		451単位	902円 (812円)	
	40分以上		568単位		1136円
	60分未満		794単位	1588円 (1430円)	
	90分未満		1090単位	2180円 (1962円)	
緊急時訪問看護加算	24時間連絡可能な体制 に対する加算		(Ⅰ) 600単位 1200円/月		
特別管理加算	特別な医療処置がある 場合		(Ⅱ) 250又は(Ⅰ) 500単位 500又は1000円/月		
退院時共同指導加算	入院中に主治医と共に在 宅に向けて指導		600単位 1200円		
初回加算	新規に訪問看護計画書作 成して看護を提供		(Ⅰ) 350単位 700円 (Ⅱ) 300単位 600円		
長時間訪問看護加算	90分を超えるサービス を行った場合		300単位 600円/回		
複数名訪問看護加算	同時に複数の職員が		30分未満	254単位	508円/回
	訪問看護を行った場合		30分以上	402単位	804円/回
	同上		30分未満	201単位	402円/回
	看護補助者の場合		30分以上	317単位	634円/回
ターミナル加算 (要介護の方のみ)	終末期の看護を受けられ た場合		2500単位 5000円		
エンゼルケア	自費 (材料費込み)		5,000円		

※早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)は上記料金の25%を加算します。

※深夜(22:00~6:00)は上記料金の50%を加算します。

【介護保険】2割負担の場合 (サテライト若松)					
訪問看護費	所要時間	該当 項目	訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満		471単位	962円 (866円)	
	40分以上		588単位		1200円
	60分未満		823単位	1681円 (1513円)	
	60分以上		794単位		1620円
	90分未満		1128単位	2303円 (2073円)	
介護予防訪問看護費	所要時間	該当 項目	介護予防訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満		451単位	921円 (829円)	
	40分以上		568単位		1160円
	60分未満		794単位	1621円 (1459円)	
	90分未満		1090単位	2226円 (2003円)	
緊急時訪問看護加算	24時間連絡可能な体制 に対する加算		(I) 600単位 1225円/月		
特別管理加算	特別な医療処置がある 場合		(II) 250又は(I) 500単位 511又は1021円/月		
退院時共同指導加算	入院中に主治医と共に在 宅に向けて指導		600単位 1225円		
初回加算	新規に訪問看護計画書作 成して看護を提供		(I) 350単位 715円 (II) 300単位 613円		
長時間訪問看護加算	90分を超えるサービス を行った場合		300単位 613円/回		
複数名訪問看護加算	同時に複数の職員が		30分未満	254単位	519円/回
	訪問看護を行った場合		30分以上	402単位	821円/回
	同上		30分未満	201単位	410円/回
	看護補助者の場合		30分以上	317単位	647円/回
ターミナル加算 (要介護の方のみ)	終末期の看護を受けられ た場合		2500単位 5105円		
エンゼルケア	自費 (材料費込み)		5,000円		

※早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)は上記料金の25%を加算します。

※深夜(22:00~6:00)は上記料金の50%を加算します。

【介護保険】 3割負担の場合					
訪問看護費	所要時間	該当 項目	訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満		471単位	1413円 (1272円)	
	40分以上		588単位		1764円
	60分未満		823単位	2469円 (2223円)	
	60分以上		794単位		2382円
	90分未満		1128単位	3384円 (3045円)	
介護予防訪問看護費	所要時間	該当 項目	介護予防訪問看護費		
			所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満		451単位	1353円 (1218円)	
	40分以上		568単位		1704円
	60分未満		794単位	2382円 (2145円)	
	90分未満		1090単位	3270円 (2943円)	
緊急時訪問看護加算	24時間連絡可能な体制 に対する加算		(Ⅰ) 600単位 1800円/月		
特別管理加算	特別な医療処置がある 場合		(Ⅱ) 250又は(Ⅰ) 500単位 750又は1500円/月		
退院時共同指導加算	入院中に主治医と共に在 宅に向けて指導		600単位 1800円		
初回加算	新規に訪問看護計画書作 成して看護を提供		(Ⅰ) 350単位 1050円 (Ⅱ) 300単位 900円		
長時間訪問看護加算	90分を超えるサービス を行った場合		300単位 900円/回		
複数名訪問看護加算	同時に複数の職員が		30分未満	254単位	762円/回
	訪問看護を行った場合		30分以上	402単位	1206円/回
	同上		30分未満	201単位	603円/回
	看護補助者の場合		30分以上	317単位	951円/回
ターミナル加算 (要介護の方のみ)	終末期の看護を受けられ た場合		2500単位 7500円		
エンゼルケア	自費 (材料費込み)		5,000円		

※早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)は上記料金の25%を加算します。

※深夜(22:00~6:00)は上記料金の50%を加算します。

【介護保険】3割負担の場合（サテライト若松）					
訪問看護費	所要時間	該当	訪問看護費		
		項目	所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満		471単位	1443円 (1299円)	
	40分以上		588単位		
	60分未満		823単位	2521円 (2269円)	
	60分以上		794単位		
	90分未満		1128単位	3455円 (3110円)	
介護予防訪問看護費	所要時間	該当	介護予防訪問看護費		
		項目	所定単位数	看護 (准看)	理学療法士 作業療法士
	30分未満		451単位	1382円 (1244円)	
	40分以上		568単位		
	60分未満		794単位	2432円 (2189円)	
	90分未満		1090単位	3339円 (3005円)	
緊急時訪問看護加算	24時間連絡可能な体制 に対する加算		(Ⅰ) 600単位 1838円/月		
特別管理加算	特別な医療処置がある 場合		(Ⅱ) 250又は(Ⅰ) 500単位 766又は1532円/月		
退院時共同指導加算	入院中に主治医と共に在 宅に向けて指導		600単位 1838円		
初回加算	新規に訪問看護計画書作 成して看護を提供		(Ⅰ) 350単位 1072円 (Ⅱ) 300単位 919円		
長時間訪問看護加算	90分を超えるサービス を行った場合		300単位 919円/回		
複数名訪問看護加算	同時に複数の職員が		30分未満	254単位	778円/回
	訪問看護を行った場合		30分以上	402単位	1231円/回
	同上		30分未満	201単位	616円/回
	看護補助者の場合		30分以上	317単位	971円/回
ターミナル加算 (要介護の方のみ)	終末期の看護を受けられ た場合		2500単位 7658円		
エンゼルケア	自費（材料費込み）		5,000円		

※早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)は上記料金の25%を加算します。

※深夜(22:00~6:00)は上記料金の50%を加算します。

加算同意書

利用者氏名	印
-------	---

同意者' (利用者と同意者が違う場合のみご記入ください)

氏名	(続柄) 印
----	--------

- ・ 利用料金については月末締めで精算し、翌月上旬に請求書を発行します。お支払いは現金または口座振替となります。
- ・ 医療保険での訪問時間は 30 分～90 分です。
- ・ ご利用にあたっては、保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類の内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。期限切れや内容の不備などありますと全額自己負担となりますのでご注意ください。
- ・ 利用者様の都合により訪問を中止または変更する場合は、前日 17 時までにご連絡ください。
- ・ 診療報酬、介護報酬を算定できない場合の訪問は、介護報酬 10 割相当分を自費でいただきます。

5. 解約について

1) 利用者の解除権

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約を解除することができます。

2) 事業者の解除権

- ① 事業者は、以下の理由によりこの契約を解除することができます。その場合は速やかに主治医に報告するものとします。
 - ・ 利用者の著しい背信行為、スタッフに対する故意による暴言・暴力行為、恫喝や理不尽なクレーム、過剰な要求、侮辱的な言動、セクシャルハラスメント行為などにより契約の継続が困難となった場合
 - ・ サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、催告にもかかわらず14日以内に全額が支払われない場合
 - ・ 利用者が医師の指示書またはケアプランに沿ったサービスを拒否し、訪問看護サービスが提供できない場合。
- ② 次の事由に該当した場合、自動的に契約は終了します。
 - ・ 訪問看護が利用できない施設に利用者が入所した場合
 - ・ 利用者が死亡した場合
 - ・ 利用者が転居等により事業者の通常の事業の実施地域外に位置することとなった場合
- ③ 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合、事業者は、利用者の主治医と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置を取ります。

6. 個人情報保護に関する方針

当事業所は、個人情報の保護に関する法律を順守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報に関する方針を定めて実施します。

1) 個人情報の利用目的について

以下の目的において、当事業所では利用者様の個人情報を利用いたします。

- ① 居宅サービス計画を立案するためのサービス担当者介護等での情報提供
- ② 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整において必要となった場合
- ③ かかりつけ医との相談で必要な場合
- ④ 個人の生命、身体の保護のために必要があると認められる場合
- ⑤ 個人の財産の保護のために必要があると認められる場合
- ⑥ 市町村へ連絡・報告の必要性が生じた場合
- ⑦ 保険請求等で必要な場合

2) 個人情報の保護について

- ① 当事業所は、提供された個人情報を上記以外の目的で第三者に漏らすことはありません。
- ② 当事業所は、職員が退職後も、在職中に知り得た利用者様またはその家族の情報を漏らすことが無いよう必要な措置を講じます。
- ③ 当事業所では、個人情報の利用に関して、あらかじめ利用者様および家族の同意を文書にて得ます。
- ④ 上記以外で個人情報を第三者に提供する必要が生じた場合、その都度承諾を得るものとします。
- ⑤ 当事業所では個人情報の安全管理体制を整備しますが、万が一漏洩・紛失・破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ⑥ 保有する必要のなくなった個人情報は、確実に迅速に廃棄または消去します。
- ⑦ 診療情報はサービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年間保存します。

3) 個人情報の開示について

利用者様がご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し付けください。なお、開示には時間や手数料がかかることがありますので、ご了承ください。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、その一部または全部を開示しないことがあります。

- ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- ② 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれる場合
- ③ 開示をすることにより、当事業所の業務に適正な実施に著しい支障を及ぼす場合
- ④ 他の法令に違反することとなる場合

個人情報使用同意書

利用者

氏 名	印
-----	---

家族同意者

氏 名	印
続 柄	
住 所	

7. 虐待防止に関する事項

ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための看護職員等に対する研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の適切な実施のための担当者の選定
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

ステーションは、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

8. 緊急時および事故発生時の対応

利用者様の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示に従います。

なお、災害時や緊急時は、相互に契約している他のステーションが訪問することもあります。

(連携先:訪問看護ステーション ぽっぽスマイル)

1) 緊急時の連絡について

① ご家族、主治医

② ケアマネージャー Tel

9. 相談窓口・苦情対応

個人情報の取り扱いやサービスに関する相談・苦情については、下記の窓口までお申し付けください。

当事業所の相談・苦情窓口	担当者:成美本 裕子 TEL 093-981-9753 FAX 093-981-9756
公共機関等の相談・苦情窓口	① お住いの市町村の介護保険担当・介護支援専門員 ・遠賀町役場福祉課高齢者支援係 :093-293-1294 ・岡垣町役場長寿あんしん課長寿支援係 :093-282-1211 ・水巻町役場福祉課高齢者支援係 :093-201-4321 ・芦屋町役場福祉課高齢者支援係 :093-223-3536 ・八幡西区役所介護保険係 :093-642-1446 ・八幡東区役所介護保険係 :093-671-6885 ・戸畑区役所介護保険係 :093-871-1505 ・若松区役所介護保険係 :093-761-4046 ・中間市役所介護保険課 :093-246-6283 ・宗像市役所介護保険課 :0940-36-4877 ・直方市役所健康長寿課介護サービス係 :0949-25-2390 ② ・国民健康保険団体連合会(国保連) :092-642-7859 ・福岡県介護保険広域連合遠賀支部 :093-291-5266

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し利用者・事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

私は、以上の内容及び重要事項、利用料金等についてすずらん訪問看護ステーションより説明を受け、内容を確認しました。

この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

契約締結日 年 月 日

利用者

ふりがな 本人氏名	印
住所	
電話番号	

家族または代理人

ふりがな 家族氏名	印 （続柄 ）
住所	
電話番号	

当事業所は、指定訪問看護事業者として以上の契約の内容および重要事項、利用料金等について説明しました。当時業者は利用者の申し込みを受託し、この契約書に定めるサービスに対して誠実に責任をもって行います。

株式会社 ライフコム
すずらん訪問看護ステーション
〒809-0041
福岡県中間市岩瀬西町55番5号
TEL 093-981-9753
管理者 成美本 裕子